

ID: 229

担当部署: 上下水道課

<b>処分の概要</b>	過料		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	聖籠町下水道条例 第34条及び第35条		
<b>例 規 番 号</b>	平成11年 条例第22号		
<p><b>【根拠条文】</b> (罰則)</p> <p>第三十四条 次の各号に掲げる者は、五万円以下の過料に処する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 第六条の規定による確認を受けないで排水設備等の新設等を行つた者</li> <li>二 第七条の規定に違反して排水設備等の新設等の工事を実施した者</li> <li>三 排水設備等の新設等を行つて第八条第一項の規定による届出を同項に規定する期間内に行わなかつた者</li> <li>四 第十条又は第十二条の規定に違反した使用者</li> <li>五 第十四条の規定による届出を怠つた者</li> <li>六 第十六条又は第二十五条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠つた者</li> <li>七 第二十六条に規定する命令に違反した者</li> <li>八 第三十条第二項の規定による指示に従わなかつた者</li> <li>九 第六条第一項、第二十七条の規定による申請書又は図書、第六条第二項本文、第十四条、第十九条の規定による届出書、第二十二条第二項の規定による申告書又は第十六条、第二十五条の規定による資料で不実の記載のあるものを提出した申請者、届出者、申告者又は資料の提出者</li> </ul> <p>第三十五条 詐欺その他不正な手段により使用料又は占用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額(当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。)以下の過料に処する。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	平成 22 年 4 月 1 日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	年 月 日